

独立行政法人福祉医療機構・福祉医療貸付事業の概要 及び令和8年度予算案等について

令和8年度 福祉医療貸付事業行政担当者説明会

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部 事業統括課

福祉医療機構の業務について

1.独立行政法人福祉医療機構の概要

福祉医療機構の概要

1 設立

- 平成15年10月1日
- 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

※ 前身は、社会福祉事業振興会(昭和29年)、医療金融公庫(昭和35年)

2 所在地

(本部) 東京都港区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル1・9・10階
(大阪支店) 大阪府大阪市中央区南本町
3-6-14 イトウビル3階

3 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣

社会・援護局福祉基盤課

医政局医療経営支援課

社会・援護局障害保健福祉部企画課

年金局資金運用課

労働基準局労災保険業務課

健康局難病対策課

内閣総理大臣

子ども家庭庁子ども成育局母子保健課

4 資本金

3,177億円（全額政府出資金）
（令和7年4月1日現在）

5 役職員数

306人

理事長、理事3人、監事2人（うち非常勤1人）

職員300人（令和7年4月1日現在）

経営理念（民間活動応援宣言）

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。



2.独立行政法人福祉医療機構の概要・役割



3.福祉医療貸付事業の目的・貸付制度内容等

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院、介護老人保健施設、介護医療院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和8年度当初予算額

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
2,265	1,860	405	200

※物価高騰対応資金を除く

社会福祉事業施設等貸付事業 利子補給金

2,297,713千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設(注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利(注2・3)	年2.0%~3.2% (年2.1%~2.8%)	年2.0%~3.2% (年2.1%~2.8%)
償還期間(注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。
 (注3) 貸付金利は令和8年3月2日現在の建築資金【20年以内】の金利。()内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。
 (注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。



貸付契約実績

(単位：億円)

区分	令和5年度(実績)		令和6年度(実績)		令和7年度(当初計画)		令和8年度(計画)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉貸付事業	555	1,169	569	1,196	—	1,300	—	956
医療貸付事業	62	881	74	1,023	—	1,164	—	1,156
合計	617	2,049	643	2,218	—	2,464	—	2,112

※新型コロナウイルス対応支援資金、物価高騰対応資金を除く



医療貸付事業について

1. 医療貸付事業の概要

貸付制度の特徴

地域における民間の医療施設の基盤整備を支援

- 病院や診療所、介護老人保健施設、介護医療院などの医療施設を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」で融資します

貸付制度の主な融資対象施設と貸付の相手方

	区 分
対象施設	病院・介護老人保健施設・介護医療院・診療所・ 医療従事者養成施設・助産所・指定訪問看護事業
相手方※	医療法人、社会福祉法人、個人、一般社団（財団）法人等

※貸付対象施設等により、相手方が異なる

貸付制度の主な内容

区 分	貸付金の種類	貸付金利※1・2	償還期間※3
医療貸付事業	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金	年2.7%~3.2% (年2.1%~2.8%)	20年以内

※1貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる

※2貸付金利は令和8年3月2日現在の建築資金【20年以内】の金利。（ ）内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利

※3病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。特定の病院の場合は39年以内。

○上記の通常の融資メニューのほか、R7年度より新設される融資メニュー、地域医療構想に基づく医療機能分化・連携を進めるための施設整備など、様々なニーズに対応する優遇融資メニューを準備しています

2-1.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

資本性劣後ローン

R7年度補正予算にて新設

条件については、現在調整中

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業に係る優遇融資

R8年度より新設

今後も定住人口が見込まれるが、人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域等である「重点医師偏在対策支援区域」において診療所を新設、承継する際に、以下の優遇融資を実施

(建築資金)

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	90%	70%

※1 重点医師偏在対策区域での診療所の新設・承継に係る新築資金、増改築資金、土地取得資金、機械購入資金のみを対象とする

※2 診療所充足地域であっても、新築資金、増改築資金の融資の対象とする

※3 国庫補助等対象事業に限る

※4 償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

(長期運転資金)

融資条件	優遇融資
貸付利率※	2.4%
融資限度額	4,000万円
償還期間 (うち据置期間)	5年以内 (1年以内)

※1 重点医師偏在対策区域での診療所の承継・開業後に経営が安定化するまでの一時的に必要な運営費としての長期運転資金のみを対象とする。

※2 国庫補助等対象事業に限る

※3 令和8年3月2日時点

2-2.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

地域医療構想対象事業に係る優遇融資

R8年度まで優遇措置期間の延長

地域医療構想の達成に向けた取組みを行う医療機関（病院及び診療所）が安定的な運営を引き続き行っているよう、建築資金及び運転資金に関する優遇融資を実施

（建築資金）

融資条件		優遇融資			
		基金対象事業(病院・診療所)		基金対象外事業(病院のみ)	
		減床を伴う場合	左記以外	病床不足地域	病床充足地域
貸付利率※		当初5年間、2.6%	2.7%	2.7%	2.7%
融資率	建築	95%	90%	70%	60%
	土地	95%	90%	70%	融資対象外
融資限度額	建築	限度額の設定なし		7.2億円・特定病院12億円 一定基準を満たせば12億円超も可能	
	土地	限度額の設定なし		3億円	融資対象外

※ 償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

（運転資金）

融資条件	優遇融資
貸付利率※	2.4%
融資限度額	(病院) 5億円 (診療所) 3億円
償還期間 (うち据置期間)	10年以内 (4年以内)

※ 償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

2-3.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

複数医療機関の再編等に係る優遇融資

R8年度まで優遇措置期間の延長

地域医療構想達成に向けた病床機能の分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）において、厚生労働大臣等に認定された病院・有床診療所に対し、以下の優遇融資を実施

《対象となる施設》

◎病院、有床診療所（厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）

【建築資金】

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資限度額	所要額の95%	500万円～12億円
貸付利率※1	2.7% (据置期間中無利子) ※2	2.7～3.2%

※1償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

※2据置期間無利子の対象となる整備事業は、地域医療介護総合確保基金

【運転資金】

融資条件	優遇融資
貸付利率※	2.1%
融資限度額	(病院) 5億円 (有床診療所) 3億円
償還期間 (うち据置期間)	10年以内 (4年以内)

※令和8年3月2日時点

2-4.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

耐震化整備事業に係る優遇融資

地震発生時の病院・介護医療院の倒壊・崩壊を防ぎ、適切な医療を提供していく観点より、未耐震の病院・介護医療院の耐震化整備事業及び病院・介護医療院の免震化整備事業に対し、以下の優遇融資を実施

《対象となる施設》

◎耐震化整備事業または免震化整備事業を行う病院・介護医療院※1

融資条件		優遇融資		通常の条件
融資限度額		所要額の95%		~12億円
貸付利率※3		免震化整備事業※2	耐震化整備事業	2.7~3.2%
	国庫補助等 対象事業	2.7% (据置期間中無利子)		
	国庫補助等 対象外事業	2.7% (据置期間中2.2%)	2.7%	

※1 対象の資金は新築資金及び増改築資金に限る

※2 建築確認申請書等で免震構造であることが確認できるものに限る

※3 償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

2-5.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇融資

今後想定される感染症発生に向け、感染症専用外来や感染症病床の設置、陰圧・空調整備、動線確保などを伴う施設整備を行う医療施設等に対し、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資限度額	所要額の95%	500万円～12億円
貸付利率※	2.7%	2.7～3.2%

※ 償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

医療施設等の防災・減災のために行う整備に対する優遇融資

対象施設	融資条件	優遇融資	通常の場合
<ul style="list-style-type: none"> 高台移転整備事業 (南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法に基づく整備事業を含む) 	融資率	95%	70～80%
	貸付利率※1	全期間無利子※2	2.7～3.2%
<ul style="list-style-type: none"> 耐震化整備事業 スプリンクラー整備事業 ブロック塀等の改修整備事業 水害対策強化整備事業 	融資率	95%	70～80%
	貸付利率※1	2.7% (据置期間中無利子) ※2	2.7～3.2%

下線部は令和8年度より新設

※1 償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

※2 無利子の対象となる整備事業は、国庫補助等対象事業

2-6.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金

融資条件	優遇融資
対象事業	① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業 ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書を提出した施設・事業 ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業
対象施設	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内
据置期間	① 1年6月以内 ② 2年以内 ③ 5年以内
貸付利率	2.0%※ 直近の事業（医業）収益の2月分を上限に ② 当初2年間無利子 ③ 当初5年間無利子
無担保貸付限度額	① 500万円 ②③ 次のうちいずれか高い額 ・ 500万円 ・ 直近の事業（医業）収益の2月分
融資限度額	・ 病院：10億円 ・ 介護老人保健施設及び介護医療院：1億円 ・ その他の施設、事業：4,000万円 （①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額） ・ 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の2.4倍
保証人	保証人不要制度又は個人保証

※ 令和8年3月2日時点

3.令和8年度（2026年度）医療貸付事業の事業計画

福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画（案）

（単位：億円）

区 分		令和7年度 予算額		令和8年度 予算額（案）		対前年度 （建築資金等）	
		建築資金等	物価高騰等	建築資金等	物価高騰等	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,300	506	956	271	△344	△26.5%
	資金交付	1,190	506	1,145	271	△45	△3.8%
医療貸付	貸付契約	1,164	3,223	1,156	1,224	△8	△0.7%
	資金交付	1,119	3,223	1,120	1,224	1	0.1%
合 計	貸付契約	2,464	3,729	2,112	1,495	△352	△14.3%
	資金交付	2,309	3,729	2,265	1,495	△44	△1.9%

4-1.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

地方公共団体との連携の強化について

(1) 証明書の交付について

- 医療貸付事業においては、事業者からの借入申込を受け付けるにあたり、証明書の作成をお願いしております。整備事業における各種計画等との整合性、事業者の適格性、当該事業に対する補助、当該事業の必要性などについて、ご記載いただきますようお願いいたします。
- 2018年度より「地域医療構想達成を推進するための優遇融資」を実施しており、地域医療構想の実現に向けた計画と認められる建築資金及び長期運転資金について、融資条件を優遇しております。お手数ですが、証明書発行の際、証明事項2についての「地域医療構想の実現に向けた取組みであるもの」に該当する旨の記載（）をお願いいたします。

※証明書の交付につきましては、「独立行政法人福祉医療機構の医療貸付に係る証明とその取扱いについて（令和6年10月22日福医事第1022001号）」に基づき、各自治体の皆様に発行を依頼しております

(2) 災害復旧資金にかかる長期運転資金について

- 災害により被害を受けたお客様に対して災害復旧資金の特別措置を講じております。

➤ 当機構への融資を希望する事業者の計画を円滑に進めるため、自治体の皆様の協力が不可欠となりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

4-2.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

その他

(1) WAMホームページ掲載資料について

- 当該融資制度に係る各種資料について、当機構のホームページに資料の掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

☞ 「融資のご案内」

☞ 「融資のポイント（融資相談から事業完成まで）」

☞ 「融資相談票（直接貸付用）」

☞ 「協調融資のご案内」

など

【医療貸付事業のトップページより】

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/iryohikasituke/>

医療貸付事業のご案内	病院への融資のご案内
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 融資制度のあらまし ▶ 福祉医療貸付事業に係る融資方針（PDFファイル） ▶ 融資のご案内（パンフレット） ▶ 融資相談について ▶ 融資のポイント（融資相談から事業完成まで） ▶ 医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン） ▶ 反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みについて ▶ ご注意 融資あっせんについてのご注意 ▶ 災害復旧資金等のお取り扱いについて ▶ 民間金融機関との協調融資制度のご案内 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ご融資の対象 ▶ ご融資の種類 ▶ ご融資の窓口 ▶ ご融資の手続き ▶ その他のご融資の条件 ▶ ご融資額の計算方法 ▶ 特定病院について ▶ 医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン） ▶ 金利情報

(2) 制度周知について

- 施設整備を希望する事業者向けの説明会、被災地での融資説明会、出張またはWebによる融資相談などを承ります。お気軽にお問い合わせください。